

伊 勢 市 公 報

第 244 号
平成 28 年 1 月 5 日
火 曜 日

目 次

	頁
条 例	
○ 伊勢市行政不服審査会条例	2
○ 伊勢市防災センター条例	4
○ 教育長の給与等に関する条例等の一部を改正する条例	8
○ 伊勢市市税条例の一部を改正する条例	13
○ 伊勢市いじめ防止対策推進法施行条例	21
○ 伊勢市都市公園条例の一部を改正する条例	28
○ 伊勢市消防本部及び消防署の設置等に関する条例の一部を改正する条例	30
○ 伊勢市火災予防条例の一部を改正する条例	32
規 則	
○ 伊勢市公印規則の一部を改正する規則	62
○ 伊勢市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例施行規則	64
○ 伊勢市いじめ問題調査委員会規則	70
○ 伊勢市児童福祉法による助産の実施及び母子保護の実施に関する規則の一部を改正する規則	74
○ 伊勢市介護保険規則の一部を改正する規則	76
○ 伊勢市住民基本台帳ネットワークシステムに係るデータ保護管理規則の一部を改正する規則	87
○ 伊勢市印鑑の登録及び証明に関する条例施行規則の一部を改正する規則	90
○ 伊勢市市民カードの交付等に関する規則の一部を改正する規則	92
教育委員会規則	
○ 伊勢市いじめ問題対策連絡協議会及び伊勢市いじめ問題対策委員会に関する規則	94
告 示	
○ 市道の路線の認定について	99
○ 道路の区域の決定について	100
○ 道路の供用開始について	101
○ 平成 27 年度補正予算の要領について	102
教育委員会告示	
○ 教育委員会会議の招集について	120
公 告	
○ 犬の抑留について	121
○ 農用地利用集積計画について	122
○ 公示送達	123
○ 農用地利用集積計画について	124
○ 犬の抑留について	125

伊勢市行政不服審査会条例をここに公布する。

平成 27 年 12 月 25 日

伊勢市長 鈴木 健 一

伊勢市条例第41号

伊勢市行政不服審査会条例

(設置)

第1条 行政不服審査法（平成26年法律第68号。以下「法」という。）第81条第2項の規定に基づき、同項の機関として、伊勢市行政不服審査会（以下「審査会」という。）を置く。

(所掌事務)

第2条 審査会は、法の規定によりその権限に属させられた事項を処理する。

(組織)

第3条 審査会は、法の規定により審査庁が諮問すべき事件ごとに、委員5人以内で組織する。

2 委員は、審査会の権限に属する事項に関し公正な判断をすることができ、かつ、法律、行政等に関する専門的な知識経験を有する者のうちから、市長が委嘱する。

3 委員は、その者の委嘱に係る事件に関する調査審議が終了したときは、解職されるものとする。

(秘密保持義務)

第4条 委員は、職務上知ることができた秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(委任)

第5条 この条例に定めるもののほか、審査会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、法の施行の日（平成28年4月1日）から施行する。

伊勢市防災センター条例をここに公布する。

平成 27 年 12 月 25 日

伊勢市長 鈴木 健 一

伊勢市条例第42号

伊勢市防災センター条例

(設置)

第1条 市民の防災に関する知識の普及及び技術の向上並びに防災意識の高揚を図るとともに、災害時における災害応急対策の拠点とするため、伊勢市防災センター（以下「防災センター」という。）を設置する。

(位置)

第2条 防災センターは、伊勢市楠部町159番地1に置く。

(事業)

第3条 防災センターは、次に掲げる事業を行う。

- (1) 防災に関する資料及び装置等の展示
- (2) 防災に関する体験学習に関すること。
- (3) 防災に関する研修、講習等の開催に関すること。
- (4) その他市長が必要と認める事業

(施設)

第4条 防災センターにおいて市民の利用に供する施設（以下「施設」という。）は、次に掲げる施設とする。

- (1) 防災体験学習室
- (2) 防災研修室
- (3) 防災多目的ホール

(使用の承認等)

第5条 防災体験学習室を使用しようとする者は、あらかじめ市長に申し込み、その承認（以下「承認」という。）を受けなければならない。承認を受けた事項を変更しようとするときも、同様とする。

2 施設（防災体験学習室を除く。）を使用しようとする者は、あらかじめ市長に申請し、その許可（以下「許可」という。）を受けなければならない。

らない。許可を受けた事項を変更しようとするときも、同様とする。

3 市長は、防災センターの管理上必要があると認めるときは、許可に条件を付することができる。

(使用の不承認等)

第6条 市長は、承認の申込み又は許可の申請をした者が次の各号のいずれかに該当するときは、承認又は許可をしないものとする。

- (1) 許可の申請に係る施設の使用が営利を目的とするおそれがあると認められるとき。
- (2) 許可の申請に係る施設の使用の目的が防災教育、地域の防災会議その他防災に関するものでないと認められるとき。
- (3) 公の秩序を乱し、又は公益を害するおそれがあると認められるとき。
- (4) 防災センターの建物、設備又は附属器具を損傷するおそれがあると認められるとき。
- (5) その他防災センターの管理上支障があると認められるとき。

(承認等の取消し等)

第7条 市長は、承認又は許可を受けた者（以下「使用者」という。）が次の各号のいずれかに該当するときは、当該承認又は許可を取り消し、又は施設の使用を停止し、若しくは制限し、若しくは当該許可に付した条件を変更することができる。

- (1) 偽りその他不正な手段により承認又は許可を受けたとき。
- (2) 災害その他不可抗力により防災センターの使用ができなくなったとき。
- (3) 許可に付された条件に違反したとき。
- (4) この条例又はこの条例に基づく規則に違反したとき。
- (5) 市長が管理上特に必要と認めたとき。

(目的外使用等の禁止)

第8条 使用者は、承認又は許可を受けた目的以外に施設を使用し、又は転貸し、若しくはその権利を譲渡してはならない。

(使用料)

第9条 施設の使用料は、無料とする。

(特別の設備等の制限)

第10条 使用者は、施設の使用のために特別の設備若しくは装飾をし、又は備付け以外の器具を持ち込み使用しようとするときは、あらかじめ市長の許可を受けなければならない。

(原状回復の義務)

第11条 使用者は、施設の使用を終了したとき、又は第7条の規定により承認又は許可を取り消され、若しくは使用を停止されたときは、直ちに使用をした施設及び設備を原状に回復しなければならない。

(損害賠償)

第12条 使用者は、防災センターの建物、設備又は附属器具を損傷し、又は滅失したときは、その損害を賠償しなければならない。ただし、市長がやむを得ない事由があると認めたときは、その全部又は一部を免除することができる。

(委任)

第13条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、平成28年4月1日から施行する。

教育長の給与等に関する条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

平成 27 年 12 月 25 日

伊勢市長 鈴木 健 一

伊勢市条例第43号

教育長の給与等に関する条例等の一部を改正する条例

(教育長の給与等に関する条例の一部改正)

第1条 教育長の給与等に関する条例（平成17年伊勢市条例第41号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

伊勢市教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件及び服務に関する条例

第1条を次のように改める。

(趣旨)

第1条 この条例は、教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件及び服務に関し、必要な事項を定めるものとする。

第3条の見出しを「(通勤手当及び期末手当)」に改め、同条第1項を次のように改める。

教育長に、通勤手当及び期末手当を支給する。

第3条第2項中「及び扶養手当の月額合計額並びに」を「の月額及び」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 通勤手当の額は、伊勢市職員給与条例（平成17年伊勢市条例第42号）の適用を受ける職員（以下「一般職の職員」という。）の例による。

第4条第2項中「平成17年伊勢市条例第39号）の」の次に「適用を受ける市長の」を加える。

第5条第1項中「任期満了、辞職又は死亡により」を削り、「場合には、」の次に「その者（死亡による退職の場合は、その遺族）に」を加える。

第6条中「給与及び旅費の支給方法の」を削る。

第7条を次のように改める。

(その他の勤務条件)

第7条 第2条から前条までに定めるもののほか、教育長の勤務時間その他の勤務条件については、法律又は条例に特別の定めがある場合を除き、一般職の職員の例による。

2 前項の規定によりその例によることとされる一般職の職員に適用される勤務時間その他の勤務条件に関する法律、条例その他の規程に規定する任命権者の権限は、当該規定にかかわらず、教育委員会が行うものとする。

第7条の次に次の1条を加える。

(職務に専念する義務の免除)

第8条 教育長は、次の各号のいずれかに該当する場合には、あらかじめ教育委員会の承認を得て、その職務に専念する義務を免除されることができる。

(1) 研修を受ける場合

(2) 厚生に関する計画の実施に参加する場合

(3) 前2号に規定する場合を除くほか、教育委員会が定める場合

(伊勢市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

第2条 伊勢市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例(平成17年伊勢市条例第36号)の一部を次のように改正する。

第2条第2項中「56の項」を「55の項」に改める。

第5条第3項を削る。

別表中1の項を削り、2の項を1の項とし、3の項から56の項までを1項ずつ繰り上げる。

(伊勢市特別職報酬等審議会条例の一部改正)

第3条 伊勢市特別職報酬等審議会条例（平成17年伊勢市条例第38号）の一部を次のように改正する。

第1条中「議員報酬等の額」を「議会の議員の議員報酬の額並びに市長、副市長及び教育長の給料の額（以下「議員報酬等の額」という。）」に改める。

第2条中「議会の議員の議員報酬の額並びに市長及び副市長の給料の額に関する条例」を「議員報酬等の額に関する条例」に改める。

第4条から第6条までを削る。

第7条の見出しを「(委任)」に改め、同条中「審議会の」の次に「組織及び」を加え、「市長が」を「規則で」に改め、同条を第4条とする。

(伊勢市職員等の旅費に関する条例の一部改正)

第4条 伊勢市職員等の旅費に関する条例（平成17年伊勢市条例第45号）の一部を次のように改正する。

第1条中「教育長及び」を削る。

(伊勢市公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例の一部改正)

第5条 伊勢市公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例（平成17年伊勢市条例第59号）の一部を次のように改正する。

第5条中「委員会の委員」の次に「(教育委員会にあっては、教育長及び委員)」を加え、「この号」を「この条」に、「精算人」を「清算人」に、「その他これに」を「その他これらに」に改める。

第16条を次のように改める。

(教育委員会等の管理する施設への適用)

第16条 教育委員会又は公営企業の管理者が管理する施設についてこの条例の規定を適用する場合においては、第2条から第13条までの規定（第5条を除く。）中「市長」とあるのは「教育委員会（公営企業に

あつては、管理者)」と、第3条中「規則」とあるのは「教育委員会規則（公営企業にあつては、企業管理規程）」と、第14条中「市長」とあるのは「市長（公営企業にあつては、管理者）」とする。

（伊勢市青少年問題協議会設置条例の一部改正）

第6条 伊勢市青少年問題協議会設置条例（平成17年伊勢市条例第217号）

の一部を次のように改正する。

第3条第2項第2号を次のように改める。

(2) 教育長

附 則

この条例は、平成29年12月23日までの間において規則で定める日から施行する。

伊勢市市税条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成 27 年 12 月 25 日

伊勢市長 鈴木 健 一

伊勢市条例第 44 号

伊勢市市税条例の一部を改正する条例

伊勢市市税条例（平成 17 年伊勢市条例第 51 号）の一部を次のように改正する。

第 8 条から第 17 条までを次のように改める。

（徴収猶予に係る市の徴収金の分割納付又は分割納入の方法）

第 8 条 地方税法（昭和 25 年法律第 226 号。以下「法」という。）第 15 条第 3 項及び第 5 項に規定する条例で定める方法は、同条第 3 項に規定する徴収の猶予（以下この条において「徴収の猶予」という。）をする期間内又は同条第 5 項に規定する徴収の猶予期間の延長（以下この条において「徴収の猶予期間の延長」という。）をする期間内において、その猶予に係る金額をその者の財産の状況その他の事情からみて合理的かつ妥当なものに分割して納付し、又は納入させる方法とする。

2 市長は、法第 15 条第 3 項又は第 5 項の規定により、徴収の猶予又は徴収の猶予期間の延長に係る市の徴収金を分割して納付し、又は納入させる場合においては、当該分割納付又は当該分割納入の各納付期限又は各納入期限及び各納付期限又は各納入期限ごとの納付金額又は納入金額を定めるものとする。

3 市長は、徴収の猶予又は徴収の猶予期間の延長を受けた者がその納付期限又は納入期限までに納付し、又は納入することができないことにつきやむを得ない理由があると認めるときは、前項の規定により定めた分割納付又は分割納入の各納付期限又は各納入期限及び各納付期限又は各納入期限ごとの納付金額又は納入金額を変更することができる。

4 市長は、第 2 項の規定により分割納付又は分割納入の各納付期限又は各納入期限及び各納付期限又は各納入期限ごとの納付金額又は納入金額を定めたときは、その旨、当該分割納付又は分割納入の各納付期限又

は各納入期限及び各納付期限又は各納入期限ごとの納付金額又は納入金額その他必要な事項を当該徴収の猶予又は当該徴収の猶予期間の延長を受けた者に通知しなければならない。

- 5 市長は、第3項の規定により分割納付又は分割納入の各納付期限又は各納入期限及び各納付期限又は各納入期限ごとの納付金額又は納入金額を変更したときは、その旨、その変更後の各納付期限又は各納入期限及び各納付期限又は各納入期限ごとの納付金額又は納入金額その他必要な事項を当該変更を受けた者に通知しなければならない。

(徴収猶予の申請手続等)

第9条 法第15条の2第1項に規定する条例で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 法第15条第1項各号のいずれかに該当する事実があること及びその該当する事実に基づき市の徴収金を一時に納付し、又は納入することができない事情の詳細
- (2) 納付し、又は納入すべき市の徴収金の年度、種類、納期限及び金額
- (3) 前号の金額のうち当該猶予を受けようとする金額
- (4) 当該猶予を受けようとする期間
- (5) 分割納付又は分割納入の方法により納付又は納入を行うかどうか
(分割納付又は分割納入の方法により納付又は納入を行う場合にあっては、分割納付又は分割納入の各納付期限又は各納入期限及び各納付期限又は各納入期限ごとの納付金額又は納入金額を含む。)
- (6) 猶予を受けようとする金額が100万円を超え、かつ、猶予期間が3月を超える場合には、提供しようとする法第16条第1項各号に掲げる担保の種類、数量、価額及び所在(その担保が保証人の保証であるときは、保証人の氏名及び住所又は居所)その他担保に関し参考となるべき事項(担保を提供することができない特別の事情があるときは、

その事情)

2 法第 15 条の 2 第 1 項に規定する条例で定める書類は、次に掲げる書類とする。

(1) 法第 15 条第 1 項各号のいずれかに該当する事実を証するに足りる書類

(2) 財産目録その他の資産及び負債の状況を明らかにする書類

(3) 猶予を受けようとする日前 1 年間の収入及び支出の実績並びに同日以後の収入及び支出の見込みを明らかにする書類

(4) 猶予を受けようとする金額が 100 万円を超え、かつ、猶予期間が 3 月を超える場合には、地方税法施行令（昭和 25 年政令第 245 号。以下「令」という。）第 6 条の 10 の規定により提出すべき書類その他担保の提供に関し必要となる書類

3 法第 15 条の 2 第 2 項に規定する条例で定める事項は、次に掲げる事項とする。

(1) 市の徴収金を一時に納付し、又は納入することができない事情の詳細

(2) 第 1 項第 2 号から第 6 号までに掲げる事項

4 法第 15 条の 2 第 2 項及び第 3 項に規定する条例で定める書類は、第 2 項第 2 号から第 4 号までに掲げる書類とする。

5 法第 15 条の 2 第 3 項に規定する条例で定める事項は、次に掲げる事項とする。

(1) 猶予期間の延長を受けようとする市の徴収金の年度、種類、納期限及び金額

(2) 猶予期間内にその猶予を受けた金額を納付し、又は納入することができないやむを得ない理由

(3) 猶予期間の延長を受けようとする期間

(4) 第1項第5号及び第6号に掲げる事項

6 法第15条の2第4項に規定する条例で定める書類は、第2項第4号に掲げる書類とする。

7 法第15条の2第8項に規定する条例で定める期間は、20日とする。

(徴収猶予の取消し)

第10条 法第15条の3第1項第4号に規定する条例で定める債権は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第240条第1項に規定する債権とする。

(職権による換価の猶予の手続等)

第11条 第8条第1項の規定は、法第15条の5第2項において読み替えて準用する法第15条第3項及び第5項に規定する条例で定める方法について準用する。

2 第8条第2項から第5項までの規定は、法第15条の5第2項において読み替えて準用する法第15条第3項又は第5項の規定により、分割して納付し、又は納入させる場合について準用する。

3 法第15条の5の2第1項及び第2項に規定する条例で定める書類は、次に掲げる書類とする。

(1) 第9条第2項第2号から第4号までに掲げる書類

(2) 分割して納付し、又は納入させるために必要となる書類

4 法第15条の5の3第2項において読み替えて準用する法第15条の3第1項第4号に規定する条例で定める債権は、地方自治法第240条第1項に掲げる債権とする。

(申請による換価の猶予の申請手続等)

第12条 法第15条の6第1項に規定する条例で定める期間は、6月とする。

2 法第15条の6第2項に規定する条例で定める債権は、地方自治法第

- 240 条第 1 項に規定する債権とする。
- 3 第 8 条第 1 項の規定は、法第 15 条の 6 第 3 項において準用する法第 15 条第 3 項及び第 5 項に規定する条例で定める方法について準用する。
- 4 第 8 条第 2 項から第 5 項までの規定は、法第 15 条の 6 第 3 項において準用する法第 15 条第 3 項又は第 5 項の規定により、分割して納付し、又は納入させる場合について準用する。
- 5 法第 15 条の 6 の 2 第 1 項に規定する条例で定める事項は、次に掲げる事項とする。
- (1) 市の徴収金を一時に納付し、又は納入することにより事業の継続又は生活の維持が困難となる事情の詳細
 - (2) 第 9 条第 1 項第 2 号から第 4 号まで及び第 6 号に掲げる事項
 - (3) 分割納付又は分割納入の各納付期限又は各納入期限及び各納付期限又は各納入期限ごとの納付金額又は納入金額
- 6 法第 15 条の 6 の 2 第 1 項及び第 2 項に規定する条例で定める書類は、第 9 条第 2 項第 2 号から第 4 号までに掲げる書類とする。
- 7 法第 15 条の 6 の 2 第 2 項に規定する条例で定める事項は、次に掲げる事項とする。
- (1) 第 9 条第 1 項第 6 号に掲げる事項
 - (2) 第 9 条第 5 項第 1 号から第 3 号までに掲げる事項
 - (3) 第 5 項第 3 号に掲げる事項
- 8 法第 15 条の 6 の 2 第 3 項において準用する法第 15 条の 2 第 8 項に規定する期間は、20 日とする。
- 9 法第 15 条の 6 の 3 第 2 項において読み替えて準用する法第 15 条の 3 第 1 項第 4 号に規定する条例で定める債権は、地方自治法第 240 条第 1 項に規定する債権とする。
- (担保を徴する必要がない場合)

第 13 条 法第 16 条第 1 項ただし書に規定する条例で定める場合は、猶予に係る金額が 100 万円以下である場合、猶予期間が 3 月以内である場合又は担保を徴することができない特別の事情がある場合とする。

第 14 条から第 17 条まで 削除

第 18 条中「地方税法（昭和 25 年法律第 226 号。以下「法」という。）」を「法」に改める。

第 23 条第 3 項中「地方税法施行令（昭和 25 年政令第 245 号。以下「令」という。）」を「令」に、「第 31 条第 2 項の表の」を「第 31 条第 2 項の表」に改める。

附 則

（施行期日）

第 1 条 この条例は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

（徴収猶予、職権による換価の猶予及び申請による換価の猶予に関する経過措置）

第 2 条 この条例による改正後の伊勢市市税条例(以下「新条例」という。)

第 8 条から第 10 条まで及び第 13 条（地方税法等の一部を改正する法律（平成 27 年法律第 2 号。以下「平成 27 年改正法」という。）附則第 1 条第 6 号に掲げる規定による改正後の地方税法（昭和 25 年法律第 226 号。以下この条において「28 年新法」という。）第 15 条第 1 項又は第 2 項の規定による徴収の猶予に係る部分に限る。）の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後に申請される 28 年新法第 15 条第 1 項又は第 2 項の規定による徴収の猶予について適用し、施行日前に申請された平成 27 年改正法附則第 1 条第 6 号に掲げる規定による改正前の地方税法（以下この条において「28 年旧法」という。）第 15 条第 1 項又は第 2 項の規定による徴収の猶予については、なお従前の例による。

- 2 新条例第 11 条及び第 13 条（28 年新法第 15 条の 5 第 1 項の規定による換価の猶予に係る部分に限る。）の規定は、施行日以後にされる同項の規定による換価の猶予について適用し、施行日前にされた 28 年旧法第 15 条の 5 第 1 項の規定による換価の猶予については、なお従前の例による。
- 3 新条例第 12 条及び第 13 条（28 年新法第 15 条の 6 第 1 項の規定による換価の猶予に係る部分に限る。）の規定は、施行日以後に同項に規定する納期限が到来する市の徴収金について適用する。

伊勢市いじめ防止対策推進法施行条例をここに公布する。

平成 27 年 12 月 25 日

伊勢市長 鈴木 健 一

伊勢市条例第45号

伊勢市いじめ防止対策推進法施行条例

目次

第1章 総則（第1条・第2条）

第2章 伊勢市いじめ問題対策連絡協議会（第3条—第8条）

第3章 伊勢市いじめ問題対策委員会（第9条—第16条）

第4章 伊勢市いじめ問題調査委員会（第17条—第22条）

附則

第1章 総則

（趣旨）

第1条 この条例は、いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号。以下「法」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

（用語）

第2条 この条例において使用する用語は、法において使用する用語の例による。

第2章 伊勢市いじめ問題対策連絡協議会

（設置）

第3条 いじめの防止等に関する関係機関及び関係団体の連携を図るため、法第14条第1項の規定に基づき、伊勢市いじめ問題対策連絡協議会（以下「連絡協議会」という。）を置く。

（所掌事務）

第4条 連絡協議会は、いじめが発生した場合におけるその対処の実施に係る連絡調整その他いじめの防止等のための対策の推進に関し必要な協議を行う。

（組織）

第5条 連絡協議会は、委員15人以内で組織する。

2 委員は、伊勢市立の学校、教育委員会並びに児童相談所、法務局又は地方法務局、三重県警察その他のいじめの防止等に関する関係機関及び関係団体に所属する者のうちから、教育委員会が委嘱し、又は任命する。

3 連絡協議会は、必要があると認めるときは、協議により、いじめの防止等のための対策の推進のため必要と認める者を加えることができる。この場合においては、教育委員会は、その協議により連絡協議会に加えることとされた者を連絡協議会の委員として委嘱し、又は任命する。
(任期)

第6条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(資料提出の要求等)

第7条 連絡協議会は、その所掌事務を遂行するために必要があると認めるときは、いじめの防止等に関する関係機関及び関係団体に対し、資料の提出、意見の開陳、説明その他必要な協力を求めることができる。

2 連絡協議会は、その所掌事務を遂行するために特に必要があると認めるときは、前項に規定する者以外の者に対しても、必要な協力を依頼することができる。

(委任)

第8条 この章に定めるもののほか、連絡協議会の組織及び運営に関し必要な事項は、教育委員会規則で定める。

第3章 伊勢市いじめ問題対策委員会

(設置)

第9条 法第14条第3項及び第28条第1項の規定に基づき、教育委員会の附属機関として、伊勢市いじめ問題対策委員会（以下「対策委員会」

という。)を置く。

(所掌事務)

第10条 対策委員会は、次に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 教育委員会の諮問に応じ、伊勢市いじめ防止基本方針（法第12条に規定する地方いじめ防止基本方針をいう。）その他のいじめの防止等のための対策に関する重要事項について調査審議すること。
- (2) 前号に規定する事項について、必要があると認めるときは、教育委員会に対し、意見を述べること。
- (3) 教育委員会の諮問に応じ、法第24条に規定する学校の設置者による措置について調査審議すること。
- (4) 教育委員会の諮問に応じ、法第28条第1項に規定する重大事態に係る同項の規定による調査を行い、並びに当該重大事態への対処及び当該重大事態と同種の事態の発生の防止について調査審議すること。

(組織)

第11条 対策委員会は、委員5人以内で組織する。

- 2 委員は、教育、法律、医療、心理、福祉等に関する専門的な知識経験を有する者のうちから、教育委員会が委嘱し、又は任命する。

(任期)

第12条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

- 2 委員は、再任されることができる。

(臨時委員)

第13条 対策委員会に、特別の事項に関する調査審議（法第28条第1項の規定による調査を含む。第3項において同じ。）をさせるため必要があるときは、臨時委員を置くことができる。

- 2 臨時委員は、当該特別の事項に関し知識経験を有する者のうちから、

教育委員会が委嘱し、又は任命する。

- 3 臨時委員は、その者の委嘱又は任命に係る当該特別の事項に関する調査審議が終了したときは、解嘱され、又は解任されるものとする。

(秘密保持義務)

第14条 委員及び臨時委員は、職務上知ることができた秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(資料提出の要求等及び重大事態に係る調査)

第15条 第7条の規定は、対策委員会について準用する。

- 2 対策委員会は、第10条第4号の規定によりその権限に属させられた事項を処理するため必要があると認めるときは、教育委員会、当該重大事態に係る伊勢市立の学校その他関係者に対し、対策委員会の会議への出席を求め、若しくは必要な報告若しくは文書その他の物件の提出若しくは提示を求め、又はその指名する委員、臨時委員若しくは対策委員会の事務に従事する職員に関係者に対する質問その他の必要な調査をさせることができる。

- 3 前項の規定により調査を行う委員、臨時委員及び職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があるときは、これを提示しなければならない。

- 4 第2項の規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(委任)

第16条 この章に定めるもののほか、対策委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、教育委員会規則で定める。

第4章 伊勢市いじめ問題調査委員会

(設置)

第17条 法第30条第2項の規定に基づき、同項の規定による調査（以下

「再調査」という。)の対象となる重大事態ごとに、市長の附属機関として、伊勢市いじめ問題調査委員会（以下「調査委員会」という。）を置く。

（所掌事務）

第18条 調査委員会は、市長の諮問に応じ、再調査を行い、並びに当該重大事態への対処及び当該重大事態と同種の事態の発生の防止について調査審議する。

（組織）

第19条 調査委員会は、再調査の対象となる重大事態ごとに、委員10人以内で組織する。

2 委員は、教育、法律、医療、心理、福祉等に関する専門的な知識経験を有する者のうちから、市長が委嘱し、又は任命する。

3 委員は、その者の委嘱又は任命に係る当該重大事態に関する再調査及び調査審議が終了したときは、解嘱され、又は解任されるものとする。

（秘密保持義務）

第20条 委員は、職務上知ることができた秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

（資料提出の要求等及び重大事態に係る調査）

第21条 第7条及び第15条第2項から第4項までの規定は、調査委員会について準用する。

（委任）

第22条 この章に定めるもののほか、調査委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。

(伊勢市特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

- 2 伊勢市特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例(平成17年伊勢市条例第36号)の一部を次のように改正する。

第2条第2項中「53の項」を「56の項」に改める。

別表中53の項を56の項とし、52の項を55の項とし、51の項の次に次のように加える。

52 いじめ問題対策連絡協議会	日額	6,000円
53 いじめ問題対策委員会	日額	6,000円(伊勢市いじめ防止対策推進法施行条例(平成27年伊勢市条例第号)第10条第4号の事務を行う場合にあつては、10,000円)
54 いじめ問題調査委員会	日額	10,000円

伊勢市都市公園条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成 27 年 12 月 25 日

伊勢市長 鈴木 健 一

伊勢市条例第46号

伊勢市都市公園条例の一部を改正する条例

伊勢市都市公園条例（平成17年伊勢市条例第159号）の一部を次のように改正する。

第10条の6の次に次の1条を加える。

（伊勢市防災センターの管理）

第10条の7 倉田山公園に公園施設として設置する伊勢市防災センターの管理に関し必要な事項は、この条例に定めるもののほか、伊勢市防災センター条例（平成27年伊勢市条例第42号）の定めるところによる。

附 則

この条例は、平成28年4月1日から施行する。

伊勢市消防本部及び消防署の設置等に関する条例の一部を改正する条例

をここに公布する。

平成 27 年 12 月 25 日

伊勢市長 鈴木 健 一

伊勢市条例第47号

伊勢市消防本部及び消防署の設置等に関する条例の一部を改正する
条例

伊勢市消防本部及び消防署の設置等に関する条例（平成17年伊勢市条例第202号）の一部を次のように改正する。

第3条の表伊勢市消防本部の項及び第4条の表伊勢市消防署の項中「伊勢市神田久志本町1436番地1」を「伊勢市楠部町159番地11」に改める。

附 則

この条例は、平成28年2月29日から施行する。

伊勢市火災予防条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成 27 年 12 月 25 日

伊勢市長 鈴木 健 一

伊勢市条例第48号

伊勢市火災予防条例の一部を改正する条例

伊勢市火災予防条例（平成17年伊勢市条例第205号）の一部を次のように改正する。

別表第3を次のように改める。

別表第3（第3条、第18条関係）

種類			離隔距離(cm)					備考
			入力	上方	側方	前方	後方	
炉	開放炉	使用温度が800℃以上のもの	—	250	200	300	200	
		使用温度が300℃以上800℃未満のもの	—	150	150	200	150	
		使用温度が300℃未満のもの	—	100	100	100	100	
	開放炉以外	使用温度が800℃以上のもの	—	250	200	300	200	
		使用温度が300℃以上800℃未満のもの	—	150	100	200	100	

					使用温度が 300℃未満 のもの	—	100	50	100	50	
ふろがま	気体燃料 以外	不燃 密閉 式	浴室 内 設置	外がま	外がま バー 取り 出し 口の ない もの	21kW 以下 (ふろ用 以外の バー ナーを もつもの にあつて は42kW 以下)	—	15	15	15	注：浴 槽との 離隔距 離は0 cmとす るが、 合成樹 脂浴槽 (ポリ プロピ レン浴 槽等) の場合 は2cm とす る。
				内がま	内がま	21kW 以下 (ふろ用 以外の バー ナーを もつもの にあつて は42kW 以下)	—	—	60	—	
				浴室 外 設置	外がま バー 取り 出し 口の ない もの	21kW 以下 (ふろ用 以外の バー ナーを もつもの にあつて	—	15	15	15	

	は当該バーナーが70kW以下であつて、かつ、ふろ用バーナーが21kW以下)				
外がまでバーナー取り出し口のあつるもの	21kW以下（ふろ用以外のバーナーをもつものにあつては当該バーナーが70kW以下であつて、かつ、ふろ用バーナーが21kW以下)	—	15	60	15
内がま	21kW以下	—	15	60	—

			(ふろ用 以外のバ ーナーを もつもの にあつて は当該バ ーナーが 70kW 以下 であつて、 かつ、ふろ 用バーナ ーが 21kW 以下)			
密閉式			21kW 以下 (ふろ用 以外のバ ーナーを もつもの にあつて は当該バ ーナーが 70kW 以下 であつて、 かつ、ふろ	—	2 注	2 2

				用バーナーが 21kW 以下)				
	屋外用			21kW 以下 (ふろ用以外のバーナーをもつものにあつては当該バーナーが 70kW 以下であつて、かつ、ふろ用バーナーが 21kW 以下)	60	15	15	15
不燃	半密閉式	浴室内設置	外がまでバーナー取り出し口の無いもの	21kW 以下 (ふろ用以外のバーナーをもつものにあつては 42kW 以	—	4.5 注	—	4.5

		下)				
	内がま	21kW 以下 (ふろ用 以外のバ ーナーを もつもの にあつて は 42kW 以 下)	—	—	—	—
浴室外 設置	外がまでバ ーナー取り 出し口のな いもの	21kW 以下 (ふろ用 以外のバ ーナーを もつもの にあつて は当該バ ーナーが 70kW 以下 であつ て、かつ、 ふろ 用バーナ ーが 21kW 以下)	—	4.5	—	4.5
	外がまでバ	21kW 以下	—	4.5	—	4.5

	バーナー取り出し口のあ るもの	(ふろ用 以外のバ ーナーを もつもの にあつて は当該バ ーナーが 70kW 以下 であつ て、かつ、ふろ 用バーナ ーが 21kW 以下)				
	内がま	21kW 以下 (ふろ用 以外のバ ーナーを もつもの にあつて は当該バ ーナーが 70kW 以下 であつ て、かつ、ふろ	—	—	—	—

			用バーナーが 21kW 以下)			
密閉式			21kW 以下 (ふろ用以外のバーナーをもつものにあつては当該バーナーが 70kW 以下であつて、かつ、ふろ用バーナーが 21kW 以下)	—	2 注	— 2
屋外用			21kW 以下 (ふろ用以外のバーナーをもつものにあつては当該バーナーが	30	4.5	— 4.5

						70kW 以下 であっ て、か つ、ふ ろ 用バー ナーが 21kW 以下)					
	液	不燃以外				39kW 以下	60	15	15	15	
	体	不燃				39kW 以下	50	5	—	5	
	燃										
	料										
		上記に分類されないもの				—	60	15	60	15	
温	気	不燃	半密閉	バー	強制対流型	19kW 以下	4.5	4.5	60	4.5	注 1 : 風道を 使用す るもの にあっ ては 15cm と する。
風	体	燃	式	ナー							
暖	燃	以外	・	が							
房	料	・	不燃	隠							
機		閉	式	ぺ							
	液	不燃	半密閉	強	温風を前方	26kW 以下	100	15	150	15	注 2 :
	体	燃	式	制	向に吹き出	26kW を超	100	15	100	15	ダクト
	燃	以外		対	すもの	え 70kW 以			注		接続型
	料			流		下			1		以外
				型	温風を全周	26kW 以下	100	150	150	150	場合に

			方向に吹き出すもの						あつては100cm
			強制排気型	26kW以下	60	10	100	10	とす る。
		密閉式	強制給排気型	26kW以下	60	10	100	10	
不燃	半密閉式	強制対流型	温風を前方に吹き出すもの	70kW以下	80	5	—	5	
			温風を全周方向に吹き出すもの	26kW以下	80	150	—	150	
			強制排気型	26kW以下	50	5	—	5	
			密閉式	強制給排気型	26kW以下	50	5	—	5
		上記に分類されないもの		—	100	60	60	注 2	
厨房設備	不燃以外	開放式	組込型 こんろ・グリル付 こんろ・グリドル付 こんろ、キャビネット 型こんろ・グリル付こ	14kW以下	100	15 注	15	15	注：機器本体上方の側方又は後方の離隔距離を示す。

		んろ・グリ ドル付こん ろ					
		据置型レン ジ	21kW 以下	100	15 注	15	15 注
不 燃	開放式	組込型こん ろ・グリル 付こんろ・ グリドル付 こんろ、キ ャビネット 型こんろ・ グリル付こ んろ・グリ ドル付こん ろ	14kW 以下	80	0	—	0
		据置型レン ジ	21kW 以下	80	0	—	0
上記に分類され ないもの		使用温度が 800℃以上 のもの	—	250	200	300	200
		使用温度が 300℃以上 800℃未満 のもの	—	150	100	200	100

			使用温度が 300℃未満 のもの	—	100	50	100	50	
ボ イ ラ 一	気 体 燃 以 外	開放式	フードを付 けない場合	7kW以下	40	4.5	4.5	4.5	
			フードを付 ける場合	7kW以下	15	4.5	4.5	4.5	
		半密閉式		12kWを超 え42kW以 下	—	15	15	15	
				12kW以下	—	4.5	4.5	4.5	
		密閉式		42kW以下	4.5	4.5	4.5	4.5	
		屋外用	フードを付 けない場合	42kW以下	60	15	15	15	
			フードを付 ける場合	42kW以下	15	15	15	15	
		不 燃	開放式	フードを付 けない場合	7kW以下	30	4.5	—	4.5
				フードを付 ける場合	7kW以下	10	4.5	—	4.5
			半密閉式		42kW以下	—	4.5	—	4.5
密閉式			42kW以下	4.5	4.5	—	4.5		
屋外用	フードを付 けない場合		42kW以下	30	4.5	—	4.5		
	フードを付 ける場合		42kW以下	10	4.5	—	4.5		

					ける場合						
液体燃料	不燃以外				12kW を超え 70kW 以下	60	15	15	15		
					12kW 以下	40	4.5	15	4.5		
	不燃				12kW を超え 70kW 以下	50	5	—	5		
					12kW 以下	20	1.5	—	1.5		
上記に分類されないもの					23kW を超える	120	45	150	45		
					23kW 以下	120	30	100	30		
スト ー ブ	気 体 燃 料	不 燃 以 外	開 放 式 ・ 密 閉 式	バーナ ーが露 出	壁掛け型、 つり下げ型	7 kW 以下	30	60	100	4.5	注：熱 対流方 向が一 方向に 集中す る場合 にあって は 60cm と する。
				バー ナー が 隠 ぺ い	自然対流型	19kW 以下	60	4.5	4.5	4.5	
				不 燃	開 放	バーナ ーが露	壁掛け型、 つり下げ型	7 kW 以下	15	15	

		式	出						
		半 密 閉 式 ・ 密 閉 式	バ ー ナ ー が 隠 ぺ い	自然対流型	19kW以下	60	4.5	4.5 注	4.5
液 体 燃 料	不 燃 外	半 密 閉 式	自 然 対 流 型	機器の全周 から熱を放 散するもの	39kW以下	150	100	100	100
				機器の上方 又は前方に 熱を放散す るもの	39kW以下	150	15	100	15
	不 燃	半 密 閉 式	自 然 対 流 型	機器の全周 から熱を放 散するもの	39kW以下	120	100	—	100
				機器の上方 又は前方に 熱を放散す るもの	39kW以下	120	5	—	5
上記に分類されないもの					—	150	100	150	100
乾 気 不	開 放 式		衣類乾燥機	5.8kW以下	15	4.5	4.5	4.5	

燃 体 以 外	燃 料 外	不 燃	開 放 式	衣類乾燥機	5.8kW以下	15	4.5	—	4.5		
				上記に分類され ないもの	内部容積が 1立方メー トル以上の もの	—	100	50	100	50	
					内部容積が 1立方メー トル未満の もの	—	50	30	50	30	
簡 易 湯 沸 設 備	燃 料 外	不 燃	開 放 式	常 圧 貯 蔵 型	フードを付 けない場合	7kW以下	40	4.5	4.5	4.5	
					フードを付 ける場合	7kW以下	15	4.5	4.5	4.5	
				瞬 間 型	フードを付 けない場合	12kW以下	40	4.5	4.5	4.5	
					フードを付 ける場合	12kW以下	15	4.5	4.5	4.5	
			半密閉式				12kW以下	—	4.5	4.5	4.5
			密 閉 式	常 圧 貯 蔵 型			12kW以下	4.5	4.5	4.5	4.5
				瞬 間 型	調 理 台 型		12kW以下	—	0	—	0
壁 掛 け 型、		12kW以下			4.5	4.5	4.5	4.5			

			据置型					
	屋外用	フードを付 けない場合	12kW 以下	60	15	15	15	
		フードを付 ける場合	12kW 以下	15	15	15	15	
不 燃	開 放 式	常圧貯 蔵型	フードを付 けない場合	7 kW 以下	30	4.5	—	4.5
			フードを付 ける場合	7 kW 以下	10	4.5	—	4.5
	瞬間型	フードを付 けない場合	12kW 以下	30	4.5	—	4.5	
		フードを付 ける場合	12kW 以下	10	4.5	—	4.5	
	半密閉式			12kW 以下	—	4.5	—	4.5
	密 閉 式	常圧貯蔵型		12kW 以下	4.5	4.5	—	4.5
瞬間型		調理台型	12kW 以下	—	0	—	0	
		壁掛け型、 据置型	12kW 以下	4.5	4.5	—	4.5	
屋外用		フードを付 けない場合	12kW 以下	30	4.5	—	4.5	
		フードを付 ける場合	12kW 以下	10	4.5	—	4.5	
液 体 燃	不燃以外			12kW 以下	40	4.5	15	4.5
	不燃			12kW 以下	20	1.5	—	1.5

給湯設備	気体燃料	不燃	半密閉式	常圧貯蔵型	12kW を超え 42kW 以下	—	15	15	15		
				瞬間型	12kW を超え 70kW 以下	—	15	15	15		
				密閉式	常圧貯蔵型	12kW を超え 42kW 以下	4.5	4.5	4.5	4.5	
					瞬間型	調理台型	12kW を超え 70kW 以下	—	0	—	0
						壁掛け型、据置型	12kW を超え 70kW 以下	4.5	4.5	4.5	4.5
				屋外用	常圧貯蔵型	フードを付けない場合	12kW を超え 42kW 以下	60	15	15	15
						フードを付ける場合	12kW を超え 42kW 以下	15	15	15	15
					瞬間型	フードを付けない場合	12kW を超え 70kW 以下	60	15	15	15

			フードを付ける場合	12kW を超え 70kW 以下	15	15	15	15
不燃	半密閉式	常圧貯蔵型		12kW を超え 42kW 以下	—	4.5	—	4.5
		瞬間型		12kW を超え 70kW 以下	—	4.5	—	4.5
密閉式	常圧貯蔵型			12kW を超え 42kW 以下	4.5	4.5	—	4.5
	瞬間型	調理台型		12kW を超え 70kW 以下	—	0	—	0
		壁掛け型、据置型			12kW を超え 70kW 以下	4.5	4.5	—
屋外用	常圧貯蔵型	フードを付けない場合		12kW を超え 42kW 以下	30	4.5	—	4.5
		フードを付ける場合		12kW を超え 42kW 以下	10	4.5	—	4.5
	瞬間型	フードを付		12kW を超	30	4.5	—	4.5

					けない場合	え 70kW 以下							
					フードを付ける場合	12kW を超え 70kW 以下	10	4.5	—	4.5			
					液不燃以外	12kW を超え 70kW 以下	60	15	15	15			
					料不燃	12kW を超え 70kW 以下	50	5	—	5			
					上記に分類されないもの	—	60	15	60	15			
移 動 式 ス ト ー ブ	気 体 燃 料	不 燃 外	開 放 式	バ ー ナ ー が 露 出	前方放射型	7 kW 以下	100	30	100	4.5	注 1 : 熱対流 方向が 一方向 に集中 する場 合にあ っては 60cm と する。 注 2 : 方向性 を有す		
					全周放射型	7 kW 以下	100	100	100	100			
					バーナ	自然対流型	7 kW 以下	100	4.5	4.5		4.5	注 1
					バーナ	強制対流型	7 kW 以下	4.5	4.5	60		4.5	

			ペ い							るもの にあっ ては 100cmと する。	
不 燃 式	開 放 式	バ ー ナ ー が 露 出	前方放射型	7 kW 以下	80	15	80	4.5			
			全周放射型	7 kW 以下	80	80	80	80			
		バ ー ナ ー が 隠 ぺ い	自然対流型	7 kW 以下	80	4.5	4.5	4.5	注 1		
			強制対流型	7 kW 以下	4.5	4.5	60	4.5			
液 体 燃 料 外	不 開 放 式	放射型	放射型	7 kW 以下	100	50	100	20			
			自然対流型	7 kW を超 え 12kW 以 下	150	100	100	100			
				7 kW 以下	100	50	50	50			
		強 制 対	温風を前方 向に吹き出 すもの	12kW 以下	100	15	100	15			

				流 型	温風を全周 方向に吹き 出すもの	7 kW を超 え 12kW 以 下	100	150	150	150	
						7 kW 以下	100	100	100	100	
	不 燃	開 放 式		放 射 型		7 kW 以下	80	30	—	5	
自 然 対 流 型						7 kW を超 え 12kW 以 下	120	100	—	100	
				7 kW 以下	80		30	—	30		
強 制 対 流 型				温風を前方 向に吹き出 すもの	12kW 以下	80	5	—	5		
					温風を全周 方向に吹き 出すもの	7 kW を超 え 12kW 以 下	80	150	—	150	
									7 kW 以下	80	100
固体燃料						—	100	50	50	50	
								注 2	注 2	注 2	
調 理 用 器 具	気 体 燃 料	不 開 放 式	バーナ 一が露 出	卓上型こん ろ（1口）	5.8kW 以 下	100	15	15	15		注：機 器本体 上方の 側方又 は後方 の離隔
					卓上型こん ろ（2口以 上）・グリ ル付こんろ	14kW 以下	100	15 注	15 注	15	

		・グリドル 付こんろ						距離を示す。
バーナーが隠ぺい	加熱部が開放	卓上型グリドル	7 kW 以下	100	15	15	15	
	加熱部が隠ぺい	卓上型オーブン・グリドル（フードを付けない場合）	7 kW 以下	50	4.5	4.5	4.5	
		卓上型オーブン・グリドル（フードを付ける場合）	7 kW 以下	15	4.5	4.5	4.5	
		炊飯器（炊飯容量4リットル以下）	4.7kW 以下	30	10	10	10	
	圧力調理器（内容積10リットル以	—	30	10	10	10		

			下)					
不 燃 式	開 放 式	バー ナー が 露 出	卓上型こん ろ（1口） 下	5.8kW 以 下	80	0	—	0
			卓上型こん ろ（2口以 上）・グリ ル付こんろ ・グリドル 付こんろ	14kW 以下	80	0	—	0
	バ ー ナ ー が 隠 ぺ い	加 熱 部 が 開 放	卓上型グリ ル	7 kW 以下	80	0	—	0
			卓上型オー ブン・グリ ル（フード を付けない 場合）	7 kW 以下	30	4.5	—	4.5
			卓上型オー ブン・グリ ル（フード を付ける場 合）	7 kW 以下	10	4.5	—	4.5

				炊飯器（炊飯容量4リットル以下）	4.7kW 以下	15	4.5	—	4.5	
				圧力調理器（内容積10リットル以下）	—	15	4.5	—	4.5	
移動式 こんろ	液体燃 料	不燃以外			6 kW 以下	100	15	15	15	
		不燃			6 kW 以下	80	0	—	0	
		固体燃料			—	100	30	30	30	
電気 温風機	電気	不燃以外			2 kW 以下	4.5 注	4.5 注	4.5 注	4.5 注	注：温風の吹き出し方向にあつては60cmとする。
		不燃			2 kW 以下	0 注	0 注	— 注	0 注	
電気 空気	電気	不燃 以外	電気 こんろ、	こんろ部分 の全部又は	4.8kW 以下（1口	100	2	2	2	注1： 機器本
					—	—	20	—	20	

調理用機器	電気レンジ、電磁誘導加熱式調理器（こんろ形態のものに限る。）	一部が電磁誘導加熱式調理器でないもの	当たり 2 kW を超え	—	注 1	—	注 1	体上方の側方又は後方の離隔距離（こんろ部分が電磁誘導加熱式調理器でない場合における発熱体の外周からの距離）を示す。 注 2 : 機器本体上方の側方又は後方の離	
			3 kW 以下)	—	注 2	—	注 2		
			4.8kW 以下	100	2	2	2		
			(1 口 当 たり 1 kW を超え 2 kW 以下)	—	注 1	—	注 1		
			4.8kW 以下	100	2	2	2		
			(1 口 当 たり 1 kW 以下)	—	注 1	—	注 1		
			4.8kW 以下	100	2	2	2		
			(1 口 当 たり 1 kW 以下)	—	注 2	—	注 2		
			こんろ部分の全部が電磁誘導加熱式調理器のもの	5.8kW 以下	100	2	2		2
			(1 口 当 たり 3.3kW 以下)	—	注 2	—	注 2		
不燃	電気こんろ、電気レンジ、電磁誘導加熱式調理器	こんろ部分の全部又は一部が電磁誘導加熱式調理器でないもの	4.8kW 以下	80	0	—	0		
			(1 口 当 たり 3 kW 以下)	—	注 1	—	注 1		
			5.8kW 以下	80	0	—	0		

		器（この全部が電 ろ形磁誘導加熱 態のもの のに限る。）	（1口当 たり 3.3kW 以下）	—	0 注2	—	0 注2	隔距離 （こん ろ部分 が電磁 誘導加 熱式調 理器の 場合に おける 発熱体 の外周 からの 距離） を示す。
電 氣 天 火	電 氣	不燃以外	2 kW 以下	10	4.5 注	4.5 注	4.5 注	注：排 氣口面 にあっ ては 10cm と する。
	天 火	不燃	2 kW 以下	10	4.5 注	—	4.5 注	
電 子 レ ン	電 氣	不燃以外	電熱装置を 有するもの	2 kW 以下	10	4.5 注	4.5 注	注：排 氣口面 にあっ ては
	レ ン	不燃	電熱装置を 有するもの	2 kW 以下	10	4.5 注	— 注	

ジ								10cm と する。
電 氣 ス ト ー ブ	不燃以外	前方放射型 (壁取付式 及び天井取 付式のもの を除く。)	2 kW 以下	100	30	100	4.5	
		全周放射型 (壁取付式 及び天井取 付式のもの を除く。)	2 kW 以下	100	100	100	100	
		自然対流型 (壁取付式 及び天井取 付式のもの を除く。)	2 kW 以下	100	4.5	4.5	4.5	
	不燃	前方放射型 (壁取付式 及び天井取 付式のもの を除く。)	2 kW 以下	80	15	—	4.5	
		全周放射型 (壁取付式 及び天井取	2 kW 以下	80	80	—	80	

		付式のもの を除く。)						
		自然対流型 (壁取付式 及び天井取 付式のもの を除く。)	2 kW 以下	80	0	—	0	
電 気 乾 燥 器	電 気	不燃以外	食器乾燥器	1 kW 以下	4.5	4.5	4.5	4.5
	電 気	不燃	食器乾燥器	1 kW 以下	0	0	—	0
電 気 乾 燥 機	電 気	不燃以外	衣類乾燥 機、食器乾 燥機、食器 洗い乾燥機	3 kW 以下	4.5	4.5	4.5	4.5
	電 気	不燃	衣類乾燥 機、食器乾 燥機、食器 洗い乾燥機	3 kW 以下	4.5 注 1	0 注 2	— 注 2	0 注 2

									4.5cm とす る。
電 気 温 水 器	不燃以外	温度過昇防 止装置を有 するもの	10kW以下	4.5	0	0	0		
	不燃	温度過昇防 止装置を有 するもの	10kW以下	0	0	—	0		

備考

- 1 「気体燃料」、「液体燃料」、「固体燃料」及び「電気」は、それぞれ、気体燃料を使用するもの、液体燃料を使用するもの、固体燃料を使用するもの及び電気を熱源とするものをいう。
- 2 「不燃以外」欄は、対象火気設備等又は対象火気器具等から不燃材料以外の材料による仕上げ若しくはこれに類似する仕上げをした建築物等の部分又は可燃性の物品までの距離をいう。
- 3 「不燃」欄は、対象火気設備等又は対象火気器具等から不燃材料で有効に仕上げをした建築物等の部分又は防熱板までの距離をいう。

附 則

この条例は、平成28年4月1日から施行する。

伊勢市公印規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成 27 年 12 月 28 日

伊勢市長 鈴木 健 一

伊勢市規則第 37 号

伊勢市公印規則の一部を改正する規則

伊勢市公印規則（平成 17 年伊勢市規則第 7 号）の一部を次のように改正する。

別表市長印の項及び市長職務代理人印（市長職務代理人の氏）の項中「住民基本台帳カード」を「個人番号カード」に改める。

附 則

この規則は、平成 28 年 1 月 1 日から施行する。

伊勢市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例施行規則をここに公布する。

平成 27 年 12 月 28 日

伊勢市長 鈴木 健 一

伊勢市規則第38号

伊勢市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、伊勢市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例（平成27年伊勢市条例第32号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(条例別表第1の事務)

第2条 条例別表第1の規則で定める事務は、次のとおりとする。

- (1) 生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置について（昭和29年5月8日付け社発第382号厚生省社会局長通知。以下「通知」という。）に基づく生活保護法（昭和25年法律第144号）第19条第1項の保護の実施に関する事務
- (2) 通知に基づく生活保護法第24条第1項の保護の開始若しくは同条第9項の保護の変更の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務
- (3) 通知に基づく生活保護法第25条第1項の職権による保護の開始又は同条第2項の職権による保護の変更に関する事務
- (4) 通知に基づく生活保護法第26条の保護の停止又は廃止に関する事務
- (5) 通知に基づく生活保護法第55条の4第1項の就労自立給付金の支給の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務
- (6) 通知に基づく生活保護法第63条の保護に要する費用の返還に関する事務

(7) 通知に基づく生活保護法第77条第1項又は第78条第1項から第3項までの徴収金の徴収（同法第78条の2第1項又は第4項の徴収金の徴収を含む。）に関する事務

（条例別表第2の事務及び情報）

第3条 条例別表第2の1の項の規則で定める事務は、健康増進法施行規則（平成15年厚生労働省令第86号）第4条の2第4号から第6号までに掲げる事業の実施に関する事務とし、同項の規則で定める情報は、当該事業の実施に係る者に係る国民健康保険法（昭和33年法律第192号）又は高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）による被保険者の資格に関する情報とする。

第4条 条例別表第2の2の項の規則で定める事務は、次の各号に掲げる事務とし、同項の規則で定める情報は、当該各号に掲げる事務の区分に応じ当該各号に定める情報とする。

(1) 第2条第1号に掲げる事務 次に掲げる情報

ア 通知に基づく生活保護法第6条第2項の要保護者若しくは同条第1項の被保護者であった者（以下この号及び第6条において「要保護者等」という。）に係る国民健康保険法又は高齢者の医療の確保に関する法律による保険給付の支給に関する情報

イ 要保護者等に係る災害救助法（昭和22年法律第118号）第7条第5項の実費弁償又は同法第12条の扶助金の支給に関する情報

ウ 要保護者等に係る通知に基づく生活保護法第19条第1項の保護の実施、同法第24条第1項の保護の開始若しくは同条第9項の保護の変更、同法第25条第1項の職権による保護の開始若しくは同条第2項の職権による保護の変更若しくは同法第26条の保護の停止若しくは廃止に関する情報（以下「通知に基づく生活保護実施関係情報」という。）又は通知に基づく生活保護法第55条の4第1項の就労自

立給付金の支給に関する情報

エ 要保護者等に係る児童扶養手当法（昭和36年法律第238号）第4条第1項の児童扶養手当の支給に関する情報

オ 要保護者等に係る母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和39年法律第129号）第31条第1号（同法第31条の10において読み替えて準用する場合を含む。）の給付金の支給に関する情報

カ 要保護者等に係る特別児童扶養手当等の支給に関する法律（昭和39年法律第134号）第17条の障害児福祉手当、同法第26条の2の特別障害者手当又は国民年金法等の一部を改正する法律（昭和60年法律第34号）附則第97条第1項の福祉手当の支給に関する情報

キ 要保護者等に係る市町村民税（地方税法（昭和25年法律第226号）第5条第2項第1号に掲げる市町村民税（個人に係るものに限る。）をいい、特別区が同法第1条第2項の規定によって課する同号に掲げる税を含む。以下同じ。）に関する情報

ク 要保護者等に係る母子保健法（昭和40年法律第141号）第20条第1項の養育医療の給付又は養育医療に要する費用の支給に関する情報

ケ 要保護者等に係る児童手当法（昭和46年法律第73号）第8条第1項（同法附則第2条第3項において準用する場合を含む。）の児童手当又は特例給付（同法附則第2条第1項の給付をいう。）の支給に関する情報

コ 要保護者等に係る介護保険法（平成9年法律第123号）第18条第1号の介護給付、同条第2号の予防給付又は同条第3号の市町村特別給付の支給に関する情報

サ 要保護者等に係る障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第6条の自立支援給付の

支給に関する情報

シ 要保護者等に係る中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第1項若しくは第3項の支援給付の支給の実施又は中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律（平成19年法律第127号）附則第4条第1項の支援給付の支給の実施に関する情報

(2) 通知に基づく生活保護法第24条第1項の保護の開始若しくは同条第9項の保護の変更の申請に係る事実についての審査に関する事務 前号に掲げる情報

(3) 第2条第3号に掲げる事務 第1号に掲げる情報

(4) 第2条第4号に掲げる事務 第1号に掲げる情報

(5) 第2条第7号に掲げる事務 第1号に掲げる情報

（条例別表第3の事務及び情報）

第5条 条例別表第3の1の項の規則で定める事務は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令（平成26年内閣府・総務省令第7号。以下「法別表第2主務省令」という。）第19条各号に掲げる事務とし、同項の規則で定める情報は、同条第1号ツに掲げる情報とする。

第6条 条例別表第3の2の項の規則で定める事務は、第4条各号に掲げる事務とし、同項の規則で定める情報は、要保護者等に係る学校保健安全法（昭和33年法律第56号）第24条の援助の実施に関する情報とする。

第7条 条例別表第3の3の項の規則で定める事務は、法別表第2主務省令第44条各号に掲げる事務とし、同項の規則で定める情報は、同条第

1号ツに掲げる情報とする。

第8条 条例別表第3の4の項の規則で定める事務は、法別表第2主務省令第24条に規定する事務とし、同項の規則で定める情報は、次に掲げる情報とする。

- (1) 学校保健安全法第24条の保護者又は当該保護者と同一の世帯に属する者に係る住民票に記載された住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第7条第4号に規定する事項
- (2) 学校保健安全法第24条の保護者又は当該保護者と同一の世帯に属する者に係る生活保護法第19条第1項の保護の実施、同法第24条第1項の保護の開始若しくは同条第9項の保護の変更、同法第25条第1項の職権による保護の開始若しくは同条第2項の職権による保護の変更若しくは同法第26条の保護の停止若しくは廃止に関する情報
- (3) 学校保健安全法第24条の保護者又は当該保護者と同一の世帯に属する者に係る市町村民税に関する情報
- (4) 学校保健安全法第24条の援助に係る児童又は生徒の扶養義務者に係る児童扶養手当法第4条第1項の児童扶養手当の支給に関する情報
- (5) 学校保健安全法第24条の保護者に係る通知に基づく生活保護実施関係情報

附 則

この規則は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）附則第1条第4号に掲げる規定の施行の日（平成28年1月1日）から施行する。

伊勢市いじめ問題調査委員会規則をここに公布する。

平成 27 年 12 月 28 日

伊勢市長 鈴木 健 一

伊勢市規則第39号

伊勢市いじめ問題調査委員会規則

(趣旨)

第1条 この規則は、伊勢市いじめ防止対策推進法施行条例（平成27年伊勢市条例第45号。以下「条例」という。）第22条の規定に基づき、伊勢市いじめ問題調査委員会（以下「調査委員会」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(委員長及び副委員長)

第2条 調査委員会に、委員長及び副委員長1人を置き、委員の互選により定める。

2 委員長は、会務を総理し、調査委員会を代表する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を行う。

(会議)

第3条 調査委員会の会議は、委員長が招集し、委員長が議長となる。

2 調査委員会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開き、議決することができない。

3 調査委員会の議事は、会議に出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 調査委員会の会議は、公開しない。ただし、調査委員会が特に必要があると認めるときは、この限りでない。

(身分を示す証明書)

第4条 条例第21条において準用する条例第15条第3項の証明書は、別記様式とする。

(庶務)

第5条 調査委員会の庶務は、総務部総務課において処理する。

(委任)

第6条 この規則に定めるもののほか、議事の手続その他調査委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が調査委員会に諮って定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(伊勢市事務分掌規則の一部改正)

2 伊勢市事務分掌規則（平成19年伊勢市規則第8号）の一部を次のように改正する。

第5条の表総務部の部総務課の款庶務係の項中第17号を第18号とし、第16号を第17号とし、第15号の次に次の1号を加える。

(16) いじめ問題調査委員会に関すること。

別記様式（第4条関係）

（表面）

調査員証		第 号
氏 名		(写真)
生年月日	年 月 日	
<p>上記の者は、伊勢市いじめ防止対策推進法施行条例第21条において準用する同条例第15条第2項の規定に基づく調査を行う権限を有する者であることを証明する。</p>		
年 月 日		
伊勢市長		印

（裏面）

<p>伊勢市いじめ防止対策推進法施行条例（抜粋）</p> <p>（資料提出の要求等及び重大事態に係る調査）</p> <p>第15条 第7条の規定は、対策委員会について準用する。</p> <p>2 対策委員会は、第10条第4号の規定によりその権限に属させられた事項を処理するため必要があると認めるときは、教育委員会、当該重大事態に係る伊勢市立の学校その他関係者に対し、対策委員会の会議への出席を求め、若しくは必要な報告若しくは文書その他の物件の提出若しくは提示を求め、又はその指名する委員、臨時委員若しくは対策委員会の事務に従事する職員に関係者に対する質問その他の必要な調査をさせることができる。</p> <p>3 前項の規定により調査を行う委員、臨時委員及び職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があるときは、これを提示しなければならない。</p> <p>4 第2項の規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。</p> <p>（資料提出の要求等及び重大事態に係る調査）</p> <p>第21条 第7条及び第15条第2項から第4項までの規定は、調査委員会について準用する。</p>

伊勢市児童福祉法による助産の実施及び母子保護の実施に関する規則の
一部を改正する規則をここに公布する。

平成 27 年 12 月 28 日

伊勢市長 鈴木 健 一

伊勢市規則第 40 号

伊勢市児童福祉法による助産の実施及び母子保護の実施に関する規則の一部を改正する規則

伊勢市児童福祉法による助産の実施及び母子保護の実施に関する規則（平成 17 年伊勢市規則第 60 号）の一部を次のように改正する。

様式第 1 号中 「フリガナ
氏 名」 を 「フリガナ
氏 名
個人番号」 に改め、

同様式備考 2 に次のただし書を加える。

ただし、市長が当該書類により証明すべき事実を公簿等によって確認することができるときは、当該書類を省略することができます。

様式第 6 号中 「フリガナ
氏 名」 を 「フリガナ
氏 名
個人番号」 に改め、

同様式備考 2 に次のただし書を加える。

ただし、市長が当該書類により証明すべき事実を公簿等によって確認することができるときは、当該書類を省略することができます。

附 則

この規則は、平成 28 年 1 月 1 日から施行する。

伊勢市介護保険規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成 27 年 12 月 28 日

伊勢市長 鈴木 健 一

伊勢市規則第41号

伊勢市介護保険規則の一部を改正する規則

伊勢市介護保険規則（平成17年伊勢市規則第83号）の一部を次のように改正する。

様式第1号を次のように改める。

様式第1号（第9条関係）

介護保険資格取得・異動・喪失届

（宛先）伊勢市長

次のとおり届け出ます。

届出人	氏名	被保険者との関係	<input type="checkbox"/> 本人 <input type="checkbox"/> 世帯主 <input type="checkbox"/> その他()
	住所	〒 _____ 電話番号 _____ - _____ (日中連絡先)	

※届出人が被保険者本人の場合は、届出人住所・電話番号は記載不要です。

届出日		資格異動日		届出事由(該当する区分にチェックをしてください。)					要介護認定の有無	介護保険施設等入所の有無
年	月	日	年	月	日	<input type="checkbox"/> 取得	<input type="checkbox"/> 喪失	<input type="checkbox"/> 異動		
新住所		〒		<input type="checkbox"/> 転入		<input type="checkbox"/> 転出		<input type="checkbox"/> 氏名変更		
旧住所		〒		<input type="checkbox"/> 職権復活		<input type="checkbox"/> 職権喪失		<input type="checkbox"/> 住所変更		
本年1月1日の住所		〒		<input type="checkbox"/> 65歳到達		<input type="checkbox"/> 死亡		<input type="checkbox"/> 世帯変更		
				<input type="checkbox"/> 適用除外非該当		<input type="checkbox"/> 適用除外該当		<input type="checkbox"/> その他()		
				<input type="checkbox"/> その他()		<input type="checkbox"/> その他()				
フリガナ氏名	生年月日	性別	続柄	被保険者番号					要介護認定の有無	介護保険施設等入所の有無
				個人番号						
	年 月 日	<input type="checkbox"/> 男 <input type="checkbox"/> 女		/	/	/	/	/	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無
	年 月 日	<input type="checkbox"/> 男 <input type="checkbox"/> 女		/	/	/	/	/	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無
	年 月 日	<input type="checkbox"/> 男 <input type="checkbox"/> 女		/	/	/	/	/	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無
	年 月 日	<input type="checkbox"/> 男 <input type="checkbox"/> 女		/	/	/	/	/	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無
	年 月 日	<input type="checkbox"/> 男 <input type="checkbox"/> 女		/	/	/	/	/	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無

(注) 届出事由が喪失又は異動の場合は、介護保険被保険者証を添付してください。

様式第 2 号中

住 所	〒
	電話番号 (

)	を	住 所	〒
			電話番号 (日中連絡先)

— —	に、	被保険者番号		を

被保険者 番 号		個人 番号		に、
-------------	--	----------	--	----

従前の住所	〒	電話番号 ()	を
-------	---	----------	---

従前の住所	〒		に、
-------	---	--	----

現住所	〒
-----	---

	電話番号 ()
--	----------

を

現住所	〒 電話番号 — — (日中連絡先)
-----	--------------------------

に

改める。

様式第3号中「電話番号 ()」を「電話番号 (日中連絡先)」

— —	に、	」	被	氏 名	フリガナ
			保	住所	〒 電話番号
			險		
			者		

生 年 月 日	性別	を	被	個人番号	
年 月 日	<input type="checkbox"/> 男 <input type="checkbox"/> 女			氏 名	フリガナ
()		住 所		〒	(

--	--

	生年月日	性別
	年 月 日	<input type="checkbox"/> 男 <input type="checkbox"/> 女

電話番号	—	—
日中連絡先)		

に改める。

様式第4号中「電話番号 () 」を「電話番号 (日中連絡先)」

— — 「 に、 「 被保険者番号 [] 」 を

「 被保険者番号 [] 個人番号 [] 」

に改める。

様式第6号中「区分変更申請」を「区分変更申請 申請年月日

年 月 日」に、 「 被保険者番号 [] 申請年月 [] 」

日 [] 年 月 日 を 「 被保険者番号 [] 個人番号 [] 」

号 [] に、 「電話番号 () 」

を「電話番号 — — 」

介護保険基準収入額適用申請書

（宛先）伊勢市長

年 月 日

次のとおり関係書類を添えて、高額介護サービス費の負担区分判定に係る収入額の適用を申請します。

1	フリガナ		被保険者番号	
	被保険者氏名	㊟	個人番号	
	生年月日	年 月 日	性別	
2	フリガナ		被保険者番号	
	被保険者氏名	㊟	個人番号	
	生年月日	年 月 日	性別	
3	フリガナ		被保険者番号	
	被保険者氏名	㊟	個人番号	
	生年月日	年 月 日	性別	
住 所		電話番号 — —		

氏 名				
年 中 の 収 入	公的年金	円	円	円
	給 与 (パート収入等を含む。)	円	円	円
	() (年金・給与以外の収入)	円	円	円
	合 計	円	円	円

申請者が被保険者本人の場合には、下記について記入は不要です。

申請者氏名	電話番号（自宅・勤務先）
申請者住所	本人との関係

注意事項

- (1) 市町村民税が課税されている・いないにかかわらず、御本人及び同じ世帯におられる65歳以上の高齢者の方それぞれの収入額を公的年金・給与・その他の収入に分けて御記入ください。
- (2) 収入額は全て御記入ください。ただし、退職金及び公租公課の対象とならない収入（障害年金・遺族年金・恩給・特別弔慰金・災害弔慰金など）は除きます。
- (3) 公的年金等源泉徴収票、給与源泉徴収票、確定申告書の写し等、公的年金及び給与収入額が確認できる書類を添付してください。ただし、1月1日において伊勢市に住所がある方の公的年金収入の場合については添付書類は不要です。また、収入額を確認できる書類がなく、かつ、収入額を証明する書類が発行されていない収入についても添付書類は不要です。

様式第23号の4中

計算期間の始期及び終期	年 月～ 年 月
-------------	----------

を

個人番号	
計算期間の始期及び終期	年 月～ 年 月

に、「住基カ

ード」を「個人番号カード」に改める。

様式第30号中

性別	男 ・ 女
----	-------

を

「

個人番号				
性別	男 ・ 女			

に、「連絡先

() 」を「電話番号 — — 」に、

入所（院）
保険施設の
び 名
(※

した介護
所在地及
称
)

--

を

入所（院）した介護 保険施設の所在地及 び 名 称 (※)	電話番号 — —
--	----------

に、「連絡先（自宅・勤務先）」を「電話番号（自宅・勤務先） — —」に改める。

様式第32号中

被保険者番号	
--------	--

を

被保険者番号	
個人番号	

に、

「電話番号 ()」を「電話番号 — —」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成28年1月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の際現にあるこの規則による改正前の伊勢市介護保険規則に定める様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

伊勢市住民基本台帳ネットワークシステムに係るデータ保護管理規則の
一部を改正する規則をここに公布する。

平成 27 年 12 月 28 日

伊勢市長 鈴木 健 一

伊勢市規則第 42 号

伊勢市住民基本台帳ネットワークシステムに係るデータ保護管理規則の一部を改正する規則

伊勢市住民基本台帳ネットワークシステムに係るデータ保護管理規則（平成 17 年伊勢市規則第 89 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 1 号中「、住民基本台帳カード（法第 30 条の 44 第 1 項に規定する住民基本台帳カードをいう。以下同じ。）を発行し」及び「行い、法第 30 条の 15 第 3 項又は第 4 項の通知があった旨の情報（以下「異動等情報」という。）の提供を」を削り、同条第 2 号中「による住民基本台帳カード」を「による個人番号カード（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成 25 年法律第 27 号。以下「番号利用法」という。）第 2 条第 7 項に規定する個人番号カードをいう。以下同じ。）」に、「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成 25 年法律第 27 号）」を「番号利用法」に、「及び機構」を「機構」に、「又は住民基本台帳カードを発行する」を「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の規定による通知カード及び個人番号カード並びに情報提供ネットワークシステムによる特定個人情報の提供等に関する省令（平成 26 年総務省令第 85 号。以下「番号利用法総務省令」という。）第 35 条第 1 項第 2 号及び第 7 号に掲げる事務に係る情報を機構との間で通知し、及び認証業務（電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律（平成 14 年法律第 153 号。以下「公的個人認証法」という。）第 2 条第 3 項に規定する認証業務をいう。以下同じ。）の実施のために必要な情報を機構との間で通知する」に改め、同条第 5 号中「都道府県知事が」を「機構が」に、「電子署名に係る地方公共団体の認証業務に関する法律（平成 14 年法律第 153 号）」を「公的個人認証法」に、「電子証明書を」を「署名用電子証明書及び同法第 22 条第 1

項に規定する利用者証明用電子証明書を」に、「異動等情報を利用し、又は機構が指定認証機関(同法第 34 条第 1 項に規定する指定認証機関をいう。)に対し、電子証明書の発行を受けている者に係る異動等情報の提供を行うための都道府県知事若しくは」を「機構保存本人確認情報(法第 30 条の 9 に規定する機構保存本人確認情報をいう。以下同じ。)のうち個人番号以外のものであるものを利用するための」に改め、同条第 13 号中「コミュニケーションサーバ端末」を「統合端末」に改め、「(住民基本台帳カードの発行管理業務を行うための端末であるカード発行端末を含む。)」を削る。

第 12 条第 1 項第 2 号を次のように改める。

(2) 統合端末

第 18 条第 2 項中「及び住民基本台帳カード」を「並びに通知カード(番号利用法第 7 条第 1 項に規定する通知カードをいう。)及び個人番号カード」に改める。

第 19 条中「午前 9 時から午後 5 時まで」を「午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分まで」に改め、同条に次のただし書を加える。

ただし、月曜日は、午前 8 時 30 分から午後 7 時までとする。

附 則

この規則は、平成 28 年 1 月 1 日から施行する。

伊勢市印鑑の登録及び証明に関する条例施行規則の一部を改正する規則

をここに公布する。

平成 27 年 12 月 28 日

伊勢市長 鈴木 健 一

伊勢市規則第 43 号

伊勢市印鑑の登録及び証明に関する条例施行規則の一部を改正する
規則

伊勢市印鑑の登録及び証明に関する条例施行規則（平成17年伊勢市規則第92号）の一部を次のように改正する。

第 4 条第 4 項中「、住民基本台帳法施行規則（平成11年自治省令第35号）別記様式第 1 に規定する住民基本台帳カード」を削る。

様式第 1 号中「住基カード（写真付）」を「個人番号カード」に改める。

様式第 7 号中「代理権授与通知書 」を「代理権授与通知書 年 月 日」に、「住基カード（写真付き）」を「個人番号カード」に改める。

様式第11号中「明・大・昭・平」を削り、「つけて下さい」を「付けてください」に、「住カ」を「個カ」に改める。

様式第12号及び様式第13号中「住基カード（写真付き）」を「個人番号カード」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この規則は、平成28年1月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この規則の施行の際現にあるこの規則による改正前の伊勢市印鑑の登録及び証明に関する条例施行規則に定める様式による申請書等については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

伊勢市市民カードの交付等に関する規則の一部を改正する規則をここに
公布する。

平成 27 年 12 月 28 日

伊勢市長 鈴木 健 一

伊勢市規則第 44 号

伊勢市市民カードの交付等に関する規則の一部を改正する規則

伊勢市市民カードの交付等に関する規則（平成17年伊勢市規則第90号）の一部を次のように改正する。

様式第 2 号及び様式第 3 号中「住基カード（写真付き）」を「個人番号カード」に改める。

様式第 6 号中「代理権授与通知書 」を「代理権授与通知書 年 月 日」に、「住基カード（写真付き）」を「個人番号カード」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、平成28年1月1日から施行する。

（経過措置）

2 この規則の施行の際現にあるこの規則による改正前の伊勢市市民カードの交付等に関する規則に定める様式による申請書等については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

伊勢市いじめ問題対策連絡協議会及び伊勢市いじめ問題対策委員会に
関する規則をここに公布する。

平成 27 年 12 月 25 日

伊勢市教育委員会

委員長 中西 康裕

伊勢市教育委員会規則第11号

伊勢市いじめ問題対策連絡協議会及び伊勢市いじめ問題対策委員会 に関する規則

(趣旨)

第1条 この規則は、伊勢市いじめ防止対策推進法施行条例（平成27年伊勢市条例第45号。以下「条例」という。）第8条及び第16条の規定に基づき、伊勢市いじめ問題対策連絡協議会（以下「連絡協議会」という。）及び伊勢市いじめ問題対策委員会（以下「対策委員会」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(会長及び副会長)

第2条 連絡協議会に、会長及び副会長1人を置き、委員の互選により定める。

2 会長は、会務を総理し、連絡協議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を行う。

(連絡協議会の会議)

第3条 連絡協議会の会議は、会長が招集し、会長が議長となる。

(連絡協議会の庶務)

第4条 連絡協議会の庶務は、教育委員会事務局学校教育課において処理する。

(連絡協議会への委任)

第5条 前3条に定めるもののほか、連絡協議会の運営に関し必要な事項は、会長が連絡協議会に諮って定める。

(委員長及び副委員長)

第6条 対策委員会に、委員長及び副委員長1人を置き、委員の互選により定める。

- 2 委員長は、会務を総理し、対策委員会を代表する。
- 3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を行う。

(対策委員会の会議)

第7条 対策委員会の会議は、委員長が招集し、委員長が議長となる。

- 2 対策委員会は、委員及び議事に関係のある臨時委員の過半数が出席しなければ、会議を開き、議決することができない。
- 3 対策委員会の議事は、委員及び議事に関係のある臨時委員で会議に出席したものの過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 4 条例第10条第3号又は第4号の事務に係る会議は、公開しない。ただし、対策委員会が特に必要があると認めるときは、この限りでない。

(身分を示す証明書)

第8条 条例第15条第3項の証明書は、別記様式とする。

(対策委員会の庶務)

第9条 対策委員会の庶務は、教育委員会事務局学校教育課において処理する。

(対策委員会への委任)

第10条 第6条から前条までに定めるもののほか、対策委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が対策委員会に諮って定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
(伊勢市教育委員会事務局等処務規則の一部改正)
- 2 伊勢市教育委員会事務局等処務規則（平成17年伊勢市教育委員会規則第8号）の一部を次のように改正する。

第4条第1項の表学校教育課の部指導係の項中第8号を第10号とし、
第7号の次に次の2号を加える。

(8) いじめ問題対策連絡協議会に関する事。

(9) いじめ問題対策委員会に関する事。

別記様式（第8条関係）

（表面）

調査員証		第 号
氏 名	年 月 日	(写真)
生年月日	年 月 日	
<p>上記の者は、伊勢市いじめ防止対策推進法施行条例第15条第2項の規定に基づく調査を行う権限を有する者であることを証明する。</p>		
年 月 日		
伊勢市教育委員会 印		

（裏面）

<p>伊勢市いじめ防止対策推進法施行条例（抜粋）</p> <p>（資料提出の要求等及び重大事態に係る調査）</p> <p>第15条 第7条の規定は、対策委員会について準用する。</p> <p>2 対策委員会は、第10条第4号の規定によりその権限に属させられた事項を処理するため必要があると認めるときは、教育委員会、当該重大事態に係る伊勢市立の学校その他関係者に対し、対策委員会の会議への出席を求め、若しくは必要な報告若しくは文書その他の物件の提出若しくは提示を求め、又はその指名する委員、臨時委員若しくは対策委員会の事務に従事する職員に関係者に対する質問その他の必要な調査をさせることができる。</p> <p>3 前項の規定により調査を行う委員、臨時委員及び職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があるときは、これを提示しなければならない。</p> <p>4 第2項の規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。</p>

伊勢市告示第 117 号

市道の路線の認定について

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 8 条の規定により、次のように市道の路線を認定しました。

その関係図面は、伊勢市都市整備部維持課において一般の縦覧に供します。

平成 27 年 12 月 25 日

伊勢市長 鈴木 健 一

路線名	起 点	重要な 経過地	備考
	終 点		
上地 27-10 号線	上地町字南浦田 381 番 2 地先		
	上地町字南浦田 381 番 4 地内		
上地 27-11 号線	上地町字南浦田 380 番地先		
	上地町字南浦田 381 番 5 地先		
上條 27-12 号線	御菌町上條字尾立 1249 番 4 地内		
	御菌町上條字尾立 1249 番 10 地先		

伊勢市告示第 118 号

道路の区域の決定について

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 18 条第 1 項の規定により、次のように道路の区域を決定しました。

その関係図面は、伊勢市都市整備部維持課において一般の縦覧に供します。

平成 27 年 12 月 25 日

伊勢市長 鈴木 健 一

道路の種類	路 線 名	敷地の幅員 メートル	延 長 メートル
市 道	上地 27-10 号線	6.0~13.0	17
市 道	上地 27-11 号線	6.0	20
市 道	上條 27-12 号線	6.0~13.0	39

伊勢市告示第 119 号

道路の供用開始について

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 18 条第 2 項の規定により、次のように道路の供用を開始します。

その関係図面は、伊勢市都市整備部維持課において告示の日から 2 週間一般の縦覧に供します。

平成 27 年 12 月 25 日

伊勢市長 鈴木 健 一

路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
上地 27-10 号線	上地町字南浦田 381 番 2 地先 上地町字南浦田 384 番 4 地内	平成 27 年 12 月 25 日
上地 27-11 号線	上地町字南浦田 380 番地先 上地町字南浦田 381 番 5 地先	平成 27 年 12 月 25 日
上條 27-12 号線	御菌町上條字尾立 1249 番 4 地内 御菌町上條字尾立 1249 番 10 地先	平成 27 年 12 月 25 日

伊勢市告示第 120 号

平成 27 年 12 月 22 日開議の市議会定例会で議決を経た平成 27 年度補正
予算の要領は、次のとおりです。

平成 27 年 12 月 28 日

伊勢市長 鈴木 健 一

平成27年度 伊勢市一般会計補正予算（第5号）

平成27年度 伊勢市の一般会計補正予算（第5号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ、506,722千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ、51,917,062千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費の補正）

第2条 繰越明許費の追加は「第2表 繰越明許費補正」による。

（債務負担行為の補正）

第3条 債務負担行為の追加及び変更は、「第3表 債務負担行為補正」による。

（地方債の補正）

第4条 地方債の変更は、「第4表 地方債補正」による。

第 1 表 歳入歳出予算補正

1 歳入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
14 使用料及び手数料		373,266	0	373,266
	1 使用料	314,227	0	314,227
15 国庫支出金		6,812,390	147,225	6,959,615
	1 国庫負担金	4,940,911	136,620	5,077,531
	2 国庫補助金	1,834,826	9,941	1,844,767
	3 委託金	36,653	664	37,317
16 県支出金		2,881,912	86,183	2,968,095
	1 県負担金	1,706,928	68,010	1,774,938
	2 県補助金	867,848	18,173	886,021
17 財産収入		38,809	72,414	111,223
	2 財産売払収入	10,083	72,414	82,497
20 繰越金		360,900	166,000	526,900
	1 繰越金	360,900	166,000	526,900
22 市債		7,610,200	34,900	7,645,100
	1 市債	7,610,200	34,900	7,645,100
歳入合計		51,410,340	506,722	51,917,062

2 歳出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 議会費		390,730	663	391,393
	1 議会費	390,730	663	391,393
2 総務費		4,328,817	60,010	4,388,827
	1 総務管理費	3,401,368	98,964	3,500,332
	2 徴税費	486,163	△33,699	452,464
	3 戸籍住民基本台帳費	260,654	△12,429	248,225
	4 選挙費	84,933	△5,291	79,642
	5 統計調査費	73,358	3,316	76,674
	6 監査委員費	22,341	9,149	31,490
3 民生費		17,491,740	341,683	17,833,423
	1 社会福祉費	4,606,636	338,160	4,944,796
	2 老人福祉費	3,891,674	7,165	3,898,839
	3 児童福祉費	6,578,334	△17,100	6,561,234
	4 生活保護費	2,334,153	8,711	2,342,864
	5 人権政策費	65,794	7,620	73,414
	6 国民年金事務費	15,149	△2,873	12,276
4 衛生費		4,753,844	△32,356	4,721,488
	1 保健衛生費	2,971,357	△34,136	2,937,221
	2 清掃費	1,782,487	1,780	1,784,267
6 農林水産業費		1,102,678	19,215	1,121,893
	1 農業費	888,508	17,419	905,927
	2 林業費	52,179	366	52,545
	3 水産業費	161,991	1,430	163,421
7 商工費		284,809	20,047	304,856
	1 商工費	284,809	20,047	304,856
8 観光費		591,210	23,410	614,620
	1 観光費	591,210	23,410	614,620
9 土木費		5,869,361	31,466	5,900,827
	1 土木管理費	317,285	△4,632	312,653
	2 道路橋梁費	1,947,007	48,957	1,995,964

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
	3 河川費	629,880	△15	629,865
	5 都市計画費	2,748,823	△12,004	2,736,819
	6 住宅費	199,301	△840	198,461
10 消防費		4,719,114	8,854	4,727,968
	1 消防費	4,719,114	8,854	4,727,968
11 教育費		6,220,895	△9,570	6,211,325
	1 教育総務費	971,274	22,036	993,310
	2 小学校費	1,221,619	△6,761	1,214,858
	3 中学校費	2,137,866	9,107	2,146,973
	4 幼稚園費	145,851	△2,772	143,079
	5 社会教育費	607,421	△5,380	602,041
	6 保健体育費	1,136,864	△25,800	1,111,064
12 災害復旧費		41,635	43,300	84,935
	1 農林水産業施設災害復旧費	9	43,300	43,309
13 公債費		5,452,941	0	5,452,941
	1 公債費	5,452,941	0	5,452,941
歳出	合計	51,410,340	506,722	51,917,062

第 2 表 繰越明許費補正

追 加

款	項	事業名	金額 (千円)
2 総務費	1 総務管理費	本庁舎改修事業	35,176
4 衛生費	1 保健衛生費	太陽光発電普及促進事業	3,000
6 農林水産業費	1 農業費	農道及び農業用排水施設維持補修経費	8,700
10 消防費	1 消防費	自主防災隊資機材購入事業	1,000
12 災害復旧費	1 農林水産業施設 災害復旧費	農地・農業用施設災害復旧事業	32,000

第 3 表 債務負担行為補正

追 加

事項	期 間	限 度 額(千円)
いせ市議会だより印刷製本業務委託	自 平成27年度 至 平成28年度	3,421
広報いせ印刷製本業務委託	自 平成27年度 至 平成28年度	29,800
伊勢志摩サミット推進事業 (消防分)	自 平成27年度 至 平成28年度	21,168
矢持会館管理運営委託	自 平成27年度 至 平成32年度	1,370
コミュニティバスデマンド運行業務委託	自 平成27年度 至 平成28年度	8,868
福祉健康センター管理運営委託	自 平成27年度 至 平成32年度	316,781
ハートプラザみその管理運営委託	自 平成27年度 至 平成32年度	169,596

事 項	期 間	限 度 額(千円)
重度身体障害者デイサービスセンター管理運営委託	自 平成27年度 至 平成32年度	109,751
障がい者就労支援施設管理運営委託	自 平成27年度 至 平成28年度	9,998
みなとデイサービスセンター管理運営委託	自 平成27年度 至 平成32年度	63,345
二見デイサービスセンター管理運営委託	自 平成27年度 至 平成28年度	9,646
二見子ども未来クラブ管理運営委託	自 平成27年度 至 平成32年度	27,732
小俣児童館管理運営委託	自 平成27年度 至 平成32年度	78,428
明野児童館管理運営委託	自 平成27年度 至 平成32年度	77,004
御菌子どもプラザ管理運営委託	自 平成27年度 至 平成32年度	57,896
健康・医療電話相談業務委託	自 平成27年度 至 平成28年度	8,381
一般廃棄物収集運搬業務委託	自 平成27年度 至 平成28年度	346,000
サンライフ伊勢管理運営委託	自 平成27年度 至 平成30年度	16,155
二見地域農産物等活用型総合交流促進施設管理運営委託	自 平成27年度 至 平成28年度	4,950
二見健康管理増進センター管理運営委託	自 平成27年度 至 平成32年度	911
観光誘客先行キャンペーン事業	自 平成27年度 至 平成28年度	81,000
雨水ポンプ場保守点検及び緊急対応業務委託	自 平成27年度 至 平成30年度	76,650
高麗広公民館管理運営委託	自 平成27年度 至 平成32年度	4,384

変 更

事 項	補 正 前		補 正 後	
	期 間	限 度 額 (千円)	期 間	限 度 額 (千円)
観光客実態調査業務委託 (平成27年度債務負担行為)	自 平成27年度 至 平成28年度	4,515	自 平成27年度 至 平成28年度	5,357

第 4 表 地 方 債 補 正

変 更

起 債 の 目 的	限 度 額 (千円)	
	補 正 前	補 正 後
市 町 村 合 併 特 例 事 業 債	5,158,900	5,193,800

平成27年度 伊勢市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）

平成27年度 伊勢市の国民健康保険特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ、110,479千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ、15,650,672千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

第 1 表 歳入歳出予算補正

1 歳入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
4 療養給付費等交付金		291,399	87,255	378,654
	1 療養給付費等交付金	291,399	87,255	378,654
5 前期高齢者交付金		3,746,395	△574	3,745,821
	1 前期高齢者交付金	3,746,395	△574	3,745,821
10 繰越金		1	23,798	23,799
	1 繰越金	1	23,798	23,799
歳入合計		15,540,193	110,479	15,650,672

2 歳出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 総務費		191,482	△6,722	184,760
	1 総務管理費	162,905	△6,722	156,183
2 保険給付費		9,121,345	33,900	9,155,245
	1 療養諸費	8,088,616	0	8,088,616
	2 高額療養費	959,900	33,900	993,800
	3 移送費	349	0	349
3 後期高齢者支援金等		1,737,586	2,827	1,740,413
	1 後期高齢者支援金等	1,737,586	2,827	1,740,413
4 前期高齢者納付金等		915	266	1,181
	1 前期高齢者納付金等	915	266	1,181
6 介護納付金		685,866	△1,560	684,306
	1 介護納付金	685,866	△1,560	684,306
8 保健事業費		198,706	255	198,961
	1 特定健康診査等事業費	177,261	255	177,516
10 諸支出金		13,541	81,513	95,054
	1 償還金及び還付加算金	13,141	81,513	94,654
歳出合計		15,540,193	110,479	15,650,672

平成27年度 伊勢市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）

平成27年度 伊勢市の後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ、3,566千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ、2,773,721千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

第 1 表 歳入歳出予算補正

1 歳入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
2 繰入金		1,625,796	△3,566	1,622,230
	1 一般会計繰入金	1,625,796	△3,566	1,622,230
歳入合計		2,777,287	△3,566	2,773,721

2 歳出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 総務費		56,282	△3,566	52,716
	1 総務管理費	50,840	△3,566	47,274
歳出合計		2,777,287	△3,566	2,773,721

平成27年度 伊勢市介護保険特別会計補正予算（第3号）

平成27年度 伊勢市の介護保険特別会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ、5,624千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ、12,946,328千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

第 1 表 歳入歳出予算補正 保険事業勘定

1 歳入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
2 国庫支出金		3,139,316	1,662	3,140,978
	2 国庫補助金	688,060	1,662	689,722
4 県支出金		1,569,657	831	1,570,488
	2 県補助金	37,622	831	38,453
6 繰入金		2,047,817	2,194	2,050,011
	1 一般会計繰入金	1,880,314	2,194	1,882,508
7 繰越金		196,609	937	197,546
	1 繰越金	196,609	937	197,546
歳入合計		12,940,704	5,624	12,946,328

2 歳出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 総務費		287,359	1,363	288,722
	1 総務管理費	135,673	1,363	137,036
3 地域支援事業費		188,342	4,261	192,603
	1 地域支援事業費	188,342	4,261	192,603
歳出合計		12,940,704	5,624	12,946,328

平成 27 年度伊勢市病院事業会計補正予算（第2号）

（総 則）

第1条 平成27年度伊勢市病院事業会計の補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（資本的収入及び支出）

第2条 予算第4条に定めた資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額 271,280 千円は、当年度分損益勘定留保資金等 271,280 千円で補填するものとする。） （単位：千円）

支		出		
款	項	既決予定額	補正予定額	計
第1款	資本的支出	692,157	10,040	702,197
第3項	投資	60,600	10,040	70,640

平成27年度 伊勢市水道事業会計補正予算（第2号）

（総則）

第1条 平成27年度伊勢市水道事業会計の補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（業務の予定量）

第2条 平成27年度伊勢市水道事業会計予算（以下「予算」という。）第2条に定めた業務の予定量を次のとおり補正する。

項 目	既決予定量	補正予定量	計
（4）主要な建設改良事業の概要			
イ 送配水管・施設新設及び更新事業	1,287,495千円	△2,601千円	1,284,894千円
ウ 老朽管更新事業	292,153千円	△4千円	292,149千円

（収益的収入及び支出）

第3条 予算第3条に定めた収益的支出の予定額を次のとおり補正する。

（単位 千円）

支 出			
款 項	既決予定額	補正予定額	計
第1款 水道事業費用	2,521,780	30,622	2,552,402
第1項 営業費用	2,338,935	30,622	2,369,557

（資本的収入及び支出）

第4条 予算第4条本文括弧書中、資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額「1,664,512千円」を「1,661,907千円」に改め、資本的支出の予定額を次のとおり補正する。

（単位 千円）

支 出			
款 項	既決予定額	補正予定額	計
第1款 資本的支出	2,170,177	△2,605	2,167,572
第1項 建設改良費	1,853,457	△2,605	1,850,852

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第5条 予算第9条に定めた経費の金額を次のように改める。

(単位 千円)

項 目	既 決 予 定 額	補 正 予 定 額	計
(1) 職 員 給 与 費	297,499	27,932	325,431

平成27年度 伊勢市下水道事業会計補正予算（第2号）

（総則）

第1条 平成27年度伊勢市下水道事業会計の補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（業務の予定量）

第2条 平成27年度伊勢市下水道事業会計予算（以下「予算」という。）第2条に定めた業務の予定量を次のとおり補正する。

項 目	既決予定量	補正予定量	計
（4）主要な建設改良事業の概要			
ア 汚水管渠敷設事業	2,151,965千円	6,906千円	2,158,871千円
ウ 雨水管渠更新事業	68,401千円	△75千円	68,326千円
エ ポンプ場築造事業	360,472千円	206千円	360,678千円

（収益的収入及び支出）

第3条 予算第3条に定めた収益的支出の予定額を次のとおり補正する。

（単位 千円）

支		出		
款 項	既決予定額	補正予定額	計	
第1款 下水道事業費用	3,293,727	22,096	3,315,823	
第1項 営業費用	2,668,958	22,096	2,691,054	

（資本的収入及び支出）

第4条 予算第4条本文括弧書中、資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額「1,237,686千円」を「1,244,723千円」に改め、資本的支出の予定額を次のとおり補正する。

（単位 千円）

支		出		
款 項	既決予定額	補正予定額	計	
第1款 資本的支出	4,199,425	7,037	4,206,462	
第1項 建設改良費	3,059,492	7,037	3,066,529	

(債務負担行為)

第5条 予算第5条に定めた債務負担行為をすることができる期間及び限度額を次のとおり補正する。

(単位 千円)

事 項	補 正 前		補 正 後	
	期 間	限 度 額	期 間	限 度 額
五十鈴川中村浄化センター維持管理業務委託(平成27年度債務負担行為)	自平成28年度 至平成32年度	149,780	自平成28年度 至平成30年度	120,468

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第6条 予算第9条に定めた経費の金額を次のように改める。

(単位 千円)

項 目	既 決 予 定 額	補 正 予 定 額	計
(1) 職 員 給 与 費	255,505	29,478	284,983

伊勢市教育委員会告示第 14 号

伊勢市教育委員会会議を次のとおり招集します。

平成 27 年 12 月 17 日

伊勢市教育委員会

委員長 畠中 節夫

記

- 1 日 時 平成 27 年 12 月 24 日（木）午後 5 時
- 2 場 所 伊勢市教育委員会（小俣総合支所）2階 第 1・2 会議室
- 3 会議に付する事件
 - 発議第 1 号 委員長選挙について
 - 発議第 2 号 委員長職務代理者の指定について
 - 議案第 46 号 伊勢市いじめ問題対策連絡協議会及び伊勢市いじめ問題対策委員会に関する規則の制定について

伊勢市公告第 90 号

犬の抑留について

次の犬を狂犬病予防法（昭和 25 年法律第 247 号）第 6 条第 1 項の規定により抑留した旨の通知が三重県伊勢保健所長からありましたので、同条第 8 項の規定により公告します。

平成 27 年 12 月 18 日

伊勢市長 鈴木 健 一

1 抑留した犬

番号	捕獲した場所	種類	毛色	性別	体格	年齢	その他
1	二見町松下	雑種	白	雌	大	91 日 以上	

2 抑留した日 平成 27 年 12 月 17 日

3 抑留期限 平成 27 年 12 月 25 日

4 連絡先

伊勢市環境生活部環境課（電話 0596-21-5541）

伊勢保健所 衛生指導課（電話 0596-27-5151）

伊勢市公告第 91 号

農業経営基盤強化促進法（昭和 55 年法律第 65 号）第 18 条第 1 項の規定により、次のように農用地利用集積計画を定めましたので、同法第 19 条の規定により公告します。

平成 27 年 12 月 21 日

伊勢市長 鈴木 健 一

「次」は省略し、その関係書類を伊勢市産業観光部農林水産課に備え置いて縦覧に供します。

伊勢市公告第 92 号

公 示 送 達

下記の者の配当金等充当通知書は、住所、居所等が不明のため送達することができないので、地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）第 20 条の 2 の規定により公示送達をします。

なお、当該書類は、総務部収税課に保管してありますから、来庁の上、受領してください。

平成 27 年 12 月 21 日

伊勢市長 鈴木 健 一

記

1 公示送達を受けるべき者の氏名及び住所

氏 名	住 所
省略	省略

伊勢市公告第 93 号

農業経営基盤強化促進法（昭和 55 年法律第 65 号）第 18 条第 1 項の規定により、次のように農用地利用集積計画を定めましたので、同法第 19 条の規定により公告します。

平成 27 年 12 月 28 日

伊勢市長 鈴木 健 一

「次」は省略し、その関係書類を伊勢市産業観光部農林水産課に備え置いて縦覧に供します。

伊勢市公告第 94 号

犬の抑留について

次の犬を狂犬病予防法（昭和 25 年法律第 247 号）第 6 条第 1 項の規定により抑留した旨の通知が三重県伊勢保健所長からありましたので、同条第 8 項の規定により公告します。

平成 27 年 12 月 28 日

伊勢市長 鈴木 健 一

1 抑留した犬

番号	捕獲した場所	種類	毛色	性別	体格	年齢	その他
1	宮後 1 丁目	パピヨン	白黒	雄	小	91 日 以上	緑色の 首輪、赤 色のリ ード

2 抑留した日 平成 27 年 12 月 25 日

3 抑留期限 平成 28 年 1 月 7 日

4 連絡先

伊勢市環境生活部環境課（電話 0596-21-5541）

伊勢保健所 衛生指導課（電話 0596-27-5151）